

令和6年12月5日

東北町議会議長 岡山 粕 男 殿

教育民生常任委員会
委員長 坂 本 直 大

所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第47条の規定により報告します。

記

- 1 開催期日 令和6年11月22日（金）
- 2 開催場所 役場議員控室
- 3 調査事項

- (1) 所管事務調査

- 学務課 ・ 甲地小学校の児童数の推移と複式学級について

- 4 調査結果

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から副町長、教育長及び担当課長の出席を求め、開催しました。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

学務課

・甲地小学校の児童数の推移と複式学級について

1 令和6年度～令和11年度 甲地小学校 児童数・学級数 推移表

※学級編制基準…2個学年の複式学級は16名以下、第1学年を含む複式学級の場合は8名以下

年度	令和6年度								令和7年度							
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
児童数	7	8	11	11	14	13	4	68	9	7	8	11	11	14	2	62
学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	1	1	1	1	1	1	1	6

複式

年度	令和8年度								令和9年度							
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
児童数	8	9	7	8	11	11	2	56	7	8	9	7	8	11	1	51
学級数	1	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	6

複式

複式

年度	令和10年度								令和11年度							
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
児童数	9	7	8	9	7	8	0	48	4	9	7	8	9	7	0	44
学級数	1	1	1	1	1	0	4	4	1	1	1	1	1	0	4	4

複式

複式

複式

複式

2 複式指導、複式学級について

(1) 複式指導とは

甲地小学校の来年の複式学級である2，3年生を例に説明します。

もちろん、2，3年生は一緒に教室で学習します。先生は一人です。学習内容が異なりますので同時に学習を始める訳にはいきません。同じ算数の勉強をすると仮定します。

先に2年生に先生がついて今日の学習課題をみんなで話し合っている間、3年生はというと、前の時間に勉強した算数の練習問題を解くよう先生の指示により自学自習で学習を進めます。自学自習の仕方は先生がしっかりと指導しています。

2年生の課題づくりが終了した段階で、今度は3年生の方に先生が移動して子どもたちと一緒に今日の学習課題づくりを行います。その間、2年生は自学自習の時間となります。

3年生の課題づくりが終わると、また先生が2年生の方に移動して課題解決の状況を子どもたちと一緒に確認します。

(2) 複式指導に不安はないのか？

通常の単式の学級と比べ、先生の一つの学年に関われる時間は単純に半分です。ですから、学習内容がちゃんと身に付くのだろうか、学力がどうしても心配と思われるかもしれませんが、学力の定着状況は、通常学級と同じかもしくは上というデータもあります。

やはり自学自習のスキルがしっかりと一人ひとりの子どもに身に付くこと、そして学習に対する自主性が自然と養われることが、この複式指導のメリットと言えます。

(3) 複式学級の特性（メリット、デメリット）

【メリット】	【デメリット】
①一人一人の児童の <u>実態が把握しやすく、</u> <u>個に応じた指導がしやすい。</u>	①少人数のため、集団での活動や交流が <u>固定化しやすい。</u>
②学習の中で占める一人の <u>児童の存在感</u> <u>が大きい。</u>	② <u>多様な意見が生まれにくい。</u>
③ <u>自主的・自発的な学習態度が身に付きや</u> <u>すい。</u>	③教師が関わり過ぎたり、自分の考えをう まく表現できなくても、 <u>わかり合えたり</u> <u>する状況に陥りやすい。</u>
④よき <u>協力者</u> と、よき <u>リーダー</u> 、その <u>どち</u> <u>らも経験できる。</u>	

※令和7年度は、複式学級に「複式学級支援員」を配置し、児童及び担任の支援に当たれるよう配慮したいと考えています。支援員にはできれば複式学級を経験したことのある元教員を、とも考えています。

3 「小規模特認校制度」について

(1) 小規模特認校制度とは

「小規模特認制度」は、学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するもので、特定の学校を「特認校」として指定し、少人数での教育の良さを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うものです。

このような環境での教育を保護者や児童生徒が希望する場合、従来の通学区域は残したままで、学校選択制の一つとして町内のどこからでも就学を認めます。

東北町にあてはめると、甲地小学校の通学区の児童はこれまで通り甲地小学校へ就学し、その他、希望すれば、特別に申請書類を提出することなく上北小学校、東北小学校の通学区に住む児童も甲地小学校に就学できるということです。つまり、町内全域からの就学が可能になるというものです。

(2) 小規模特認校になることの効果・利点

- 他通学区からの児童流入（就学）により、児童数の増加が見込まれます。〈児童数増加〉
- 他通学区から望んで児童生徒が集まるためには、これまで以上に、選ばれるだけの魅力ある特色ある学校づくりをしなくてはなりません。〈特色ある学校づくり〉
- 特色ある学校づくりは地域の理解、協力、支えがなくては成り立ちません。逆に、学校が地域のために何が出来るかという視点も同時に大切になってきます。こうして学校と地域が双方向の密接な関係づくりをすることによって、結果的に双方の活性化が図られることになります。正に、「学校づくりは地域づくり」なのです。〈地域の活性化〉
- 他通学区に住む児童生徒の中には、大きな集団ではなく、小さな集団の中での学習が合

っている、また望んでいる子どもたちがきつというはずです。そうした子どもたちや保護者の方の選択肢、受け皿に小規模特認校はなります。〈他通学区の子どもの受け皿〉

- 甲地小学校以外の学校にとっても、甲地小学校に負けない特色ある学校づくりが大切になってきます。そういう意味では、副次的な効果として町内全体の学校の活性化が図られる可能性があります。〈町全体の学校の活性化〉

※「○」…甲地小学校にとっての利点 「●」…町内全体を考えた時の利点、効果

4 その他

- (1) 令和6年10月29日(火)午後6時から改善センターにて保護者説明会を開催し、約30名の方々にご出席をいただきました。

- (2) 上記に出席できなかった保護者のために、12月7日(土)の参観日(学習発表会)の時に再度説明会を予定しております。

【質疑】小規模特認校は最低何人までの児童数で運営でき、開始時期はいつを目指すのか。

【回答】何人になったら統合するとか、何人だから存続という明確な人数の基準というのは実際ありません。令和7年度を準備期間とし、可能であれば令和8年度からを目指したいと考えております。

【要望】今甲地小学校ということで取り上げられていますが、これは甲地小学校ではなくて、東北町全体の学校の変革ということになると思います。上北、東北それぞれから通学する道が開かれ、これまで近い学校に行っていた子は、また新たな選択肢を与えられるということになるので、町全体の教育にどう生かすかということの観点で、町全体にアピールした形で進める必要があると思います。

スケジュールについては、8年度からではあるけれども、7年度はそれを知らしめ、判断してもらうことになるので、早くから軌道に乗せていくということをしつかりやっていただきたい。

【要望】複式や小規模の小中学校が結構ある中で、県内では小規模特認校に2校しか移行していない。小規模特認校にするための難しさや、財政的なメリットはどうか、そういうところも具体的に分かるように説明していただきたい。

保護者への説明会では、町としての方針もあるとは思いますが、保護者の方々の意見を全部聞き、少数意見の中にも大事な意見があると思うので、丁寧に対応してもらいたい。

町民課 ・補正予算の概要説明

福祉課 ・補正予算の概要説明

高齢介護課 ・補正予算の概要説明

保健衛生課 ・補正予算の概要説明

学務課 ・補正予算の概要説明

社会教育スポーツ課 ・補正予算の概要説明

その他(学務課)

- ・中学生議会について

令和6年11月23日(土) 10時開会